

平成31年度事業者排出量削減計画書制度に係る業務受託候補者選定要項

(目的)

第1条 この要項は、京都市地球温暖化対策条例に基づき実施する事業者排出量削減計画書制度において、事業者排出量削減計画書及び報告書を提出する特定事業者に対する訪問調査及び指導・助言を主とする業務の委託に当たり、当該業務の品質を確保するとともに、業務の目的及び内容を効果的かつ効率的に実現するため、当該業務の受託者として最も適した候補者（以下「受託候補者」という。）を選定することを目的とする。

(用語)

第2条 この要項において使用する用語は、京都市地球温暖化対策条例において使用する用語の例による。

(適用)

第3条 この要項は、業務の委託が、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に該当し、随意契約を行う場合に適用する。

(予定価格の公表)

第4条 業務委託の予定価格は、その業務の受託を希望する事業者（以下「受託希望者」という。）を募集する時に公表する。

(受託希望者の募集)

第5条 受託希望者は、次の要件を全て満たしていなければならない。

- (1) 本要項の第1号様式「平成31年度事業者排出量削減計画書制度に係る業務受託提案書」（以下「受託提案書」という。）の提出日において、本市の競争入札有資格者名簿に登載されていること又は京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有する者であること。
- (2) 公募開始日から選定結果の通知の日までの期間に京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止の期間が含まれていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第255号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (4) 過去5年以内（平成26年度以降）に工場及び事業所の温室効果ガスの排出状況を調査及び分析し、その排出抑制に関する措置の提案実績があること。

(5) 次のいずれかの者を業務責任者として1名、業務実施者として2名以上を業務に配置できること。

ア エネルギー管理士の資格を持つ者

イ 設備設計一級建築士、建築設備士又は技術士（建設部門、電気電子部門、機械部門、衛生工学部門、環境部門）のいずれかの資格を有し、かつ過去5年以内（平成26年度以降）に工場及び事業所の温室効果ガスの排出状況を調査及び分析し、その排出抑制に関する措置の提案等の業務経験がある者

2 受託希望者の募集の詳細については、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 募集期間は、平成31年4月1日（月）から平成31年4月15日（月）までとする。

(2) 募集への応募については、受託希望者が、受託提案書を本市に提出するものとする。

(3) 前2号の内容は京都市環境政策局地球温暖化対策室のホームページに掲載する。

（受託提案書の提出）

第6条 受託希望者が提出する受託提案書の提出の詳細については、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 受託希望者は、別に定める平成31年度事業者排出量削減計画書制度に係る業務委託仕様書（以下「委託仕様書」という。）に基づき、次に掲げる事項を記載した受託提案書を、本市に4部提出するものとする。（ただし、クに規定する見積書は1部提出とする。）

ア 業務実施計画

(ア) 業務実施者数及び業務実施体制

(イ) 業務実施に関する提案事項

イ 業務実績

(ア) 同種業務^{※1}又は類似業務^{※2}の実施数

過去5年以内（平成26年度以降）に行った同種業務^{※1}又は類似業務^{※2}の実施数を記載する。

※1 同種業務とは、自治体で運用されている排出量削減計画書制度に関する業務であり、事業者から提出された削減報告書等の内容確認及び事業所訪問調査が含まれる業務を指す。（以下同様）

※2 類似業務とは、工場及び事業所の温室効果ガスの排出状況を調査及び分析し、その排出抑制に関する措置の提案等の業務を指す。（以下同様）

(イ) 同種業務又は類似業務の実績内容

過去5年以内（平成26年度以降）に行った同種業務又は類似業務の実績内容を記載する。

ウ 業務責任者の資格、略歴及び業務実績

資格とは、エネルギー管理士、設備設計一級建築士、建築設備士又は技術士（建設部門、電気電子部門、機械部門、衛生工学部門、環境部門）のいずれかをいい、各資格の免状、登録証等の写しを添付すること。

エ 業務実施者の資格、略歴及び業務実績

資格とは、エネルギー管理士、設備設計一級建築士、建築設備士又は技術士（建設部門、電気電子部門、機械部門、衛生工学部門、環境部門）のいずれかをいい、各資格の免状、登録証等の写しを添付すること。業務に複数名が関わる場合は、全員分の各資格の免状等の写しを添付すること。

- オ 訪問調査を実施する事業者数
 - カ 環境マネジメントシステム導入実績
認証取得している環境マネジメントシステム（ISO14001、KES等）の登録証等の写しを添付すること。
 - キ 本市の区域内における本店又は主たる事務所の所在地
 - ク 受託希望金額^{※3}（消費税及び地方消費税を含む。）
※3 平成31年10月以降に予定される消費税率の改定を見込んだ金額見積書（業務及び消費税額等を記載した内訳書を含む）も併せて提出すること。
 - ケ 本提案に関する連絡先
- (2) 受託提案書の提出期限は、平成31年4月15日（月）までとする。
 - (3) 本市に対する受託希望者からの質問は、電子メールにより受け付け、質問者に回答するとともに、質問及びその回答内容について質問者を特定できる情報を開示せず、その内容のみを京都市環境政策局地球温暖化対策室ホームページで公開する。
 - (4) 本市は、受託希望者から提出された受託提案書の内容について、補足資料を求めることができるものとする。

（受託候補者の選定）

第7条 受託候補者の選定に関する審議を行うために、平成31年度事業者排出量削減計画書制度に係る業務受託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

- 2 選定委員会は、別表第1に掲げる者で構成する。
- 3 選定委員会には、選定委員長を置き、環境政策局地球温暖化対策室エネルギー政策部長が務める。
- 4 選定委員長は、選定委員会を代表し、会務を掌理する。
- 5 選定委員会は、非公開とする。ただし、選定委員の過半数が公開を認めた場合は、この限りではない。なお、同数の場合は、選定委員長が定める。
- 6 選定委員会の庶務は、環境政策局地球温暖化対策室において行う。
- 7 この要項に定めるもののほか、選定委員会に関し必要な事項は、選定委員会において定めるものとする。
- 8 受託希望者から提出された受託提案書について、その内容の確認及び補足説明を受けることを目的として、選定委員会は受託希望者からヒアリングを行うことができる。なお、当該ヒアリング開催の有無は、選定委員長が決定するものとする。
- 9 選定委員会では、前条第1項第1号に掲げる項目ごとに、別に定める平成31年度事業者排出量削減計画書制度に係る業務受託候補者選定における評価基準（以下「評価基準」という。）により評価し、各選定委員が採点した総合計点が、本市が設定した最低基準（選定委員3名の総合計300点のうち180点）を上回った者のうち、最大となる者を受託候補者として選定する。

ただし、受託希望者が1者の場合にあつては、最低基準を上回ることを条件とし、本業務委託を受託するに当たり、適切に業務を遂行できるか否かを総合的に判断し、受託候補者を選定する。

- 10 前項の規定により評価した結果、評価点の総合計が最大となる者が2者以上となった場合は、選定委員会において総合的に判断し、1者を受託候補者として選定する。

- 1 1 本市は、選定委員会の選定結果に基づき、受託候補者を決定する。
- 1 2 第9項及び第10項の規定により受託候補者に決定した1者の受託希望者に対して、受託候補者として選定された旨を選定された日から7日以内に文書（第2号様式）により通知する。
- また、受託希望者のうち、受託候補者に選定されなかった者に対して選定されなかった理由を付して、受託候補者が選定された日から7日以内に文書（第3号様式）により通知する。

（選定委員会の公開）

第8条 選定委員会における議事及び協議内容については非公開とする。

- 2 評価基準については、京都市環境政策局地球温暖化対策室ホームページ上において公表する。

（その他）

第9条 この要項において別に定めることとされている事項及びこの要項の実施に関し必要な事項は、環境政策局地球温暖化対策室エネルギー政策部長が定める。

附 則

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1（第7条関係）

環境政策局地球温暖化対策室エネルギー政策部長
環境政策局地球温暖化対策室エネルギー事業推進課長
環境政策局環境企画部環境総務課計画調整担当課長

第1号様式（第5条関係）

平成31年度事業者排出量削減計画書制度に係る業務受託提案書

平成 年 月 日

（あて先）京都市長

（提案者）

会社名

所在地

代表者役職及び氏名

⑩

標記の業務について本要綱及び業務内容を十分に理解したうえで受託を希望しますので、下記のとおり提案します。

記

1 受託希望金額

金 _____ 円^{※1}（消費税及び地方消費税を含む。）

※1 平成31年10月以降に予定される消費税率の改定を見込んだ金額とすること。

2 受託業務内容

平成31年度事業者排出量削減計画書制度に係る業務委託仕様書のとおり。

3 本提案に関する連絡先

担当者役職及び氏名	
住所	
電話番号	
FAX番号	
電子メールアドレス	

注 以下の内容について記載欄等が不足する場合は、記載欄の拡張、様式のコピー等をして受託提案書を作成すること。ただし、受託提案書全体のページ数の上限を20ページ（両面の場合はA4サイズ10枚相当）とする。

4 提案内容

(1) 業務実施計画

ア 業務実施者数及び業務実施体制

本業務は、次の体制で実施します。

業務責任者名	
業務実施者名 () 人	
実施体制	

注 実施体制の欄では、当該業務に係る人員、作業フロー等を分かりやすく説明すること。

イ 業務実施に関する提案事項

本業務の実施について、以下のとおり提案します。

提案事項

注 提案事項では、平成31年度事業者排出量削減計画書制度に係る業務委託仕様書に記載の「第2章 業務内容」に基づき、次の4項目について、それぞれ項目立てて提案すること。

- (ア) 事業者向け講習業務における運営体制や省エネ取組を支援・推進する方法等の具体的な内容について
- (イ) 提出書類の分析業務における具体的な分析方法及び分析データの活用について
- (ウ) 事業者訪問調査業務における調査で重視するポイント及びその理由について
- (エ) 事業者カルテの活用業務における具体的な手法について

(2) 業務実績

ア 同種業務^{※2}又は類似業務^{※3}の実績数

過去5年以内（平成26年度以降）の同種業務又は類似業務の実績数は、次のとおりです。

同種業務（_____）件，類似業務（_____）件

※2 同種業務とは、自治体で運用されている排出量削減計画書制度に関する業務であり、事業者から提出された削減報告書等の内容確認及び事業所訪問調査が含まれる業務を指す。（以下同様）

※3 類似業務とは、工場及び事業所の温室効果ガスの排出状況を調査及び分析し、その排出抑制に関する措置の提案等の業務を指す。（以下同様）

イ 同種業務又は類似業務の実績内容

過去5年以内（平成26年度以降）の実績内容等は、次のとおりです。

実績年度	
業務名称	
発注元	
業務内容	
業務区分	

注 業務区分は、同種業務又は類似業務を記載すること

(3) 業務責任者の資格，略歴及び業務実績

業務実績等は、次のとおりです。

業務責任者			
所属・役職		経験年数	年
資格			
略歴			
同種業務の実績			
類似業務の実績			

(4) 業務実施者の資格，略歴及び業務実績

業務実績等は，次のとおりです。

業務実施者			
所属・役職		経験年数	年
資格			
略歴			
同種業務の実績			
類似業務の実績			

注 (2)，(3)，(4)において，同じ発注元からの業務で年度が異なるものについては，まとめて記載すること。また，各資格の免状，登録証等（写し）を別途添付すること。

(5) 訪問調査を実施する事業者数

事業者数（_____）事業者

注 10事業者以上を実施すること。

(6) 環境マネジメントシステム導入実績

ア 規格又は名称（_____）

イ 導入年月日（平成__年__月__日）

注 登録証等（写し）を別途添付すること。

(7) 本市の区域内における本店又は主たる事務所の所在地

ア 事務所の所在地（_____）

注 本市の区域内に事務所を有しない場合は「なし」と記載すること

イ 中小企業基本法第2条第1項各号のいずれかに該当する中小企業
（_____）

注 「該当する」又は「該当しない」と記載すること

第2号様式（第7条関係）

環地 第 号
平成 年 月 日

様

京都市環境政策局地球温暖化対策室
エネルギー政策部長
（担当： 075-222-4555）

平成31年度事業者排出量削減計画書制度に係る業務受託候補者の決定について（通知）

日頃は、本市の環境行政に御理解、御協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、この度は平成31年度事業者排出量削減計画書制度に係る業務受託候補者の公募に御参加いただき、ありがとうございました。

選定委員会において、提出された受託提案書を厳正に評価した結果、貴社を受託候補者として決定いたしましたので、お知らせいたします。

第3号様式（第7条関係）

環地 第 号
平成 年 月 日

様

京都市環境政策局地球温暖化対策室
エネルギー政策部長
(担当 : 075-222-4555)

平成31年度事業者排出量削減計画書制度に係る業務受託候補者の選定結果について（通知）

日頃は、本市の環境行政に御理解、御協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、この度は平成31年度事業者排出量削減計画書制度に係る業務受託候補者の公募に御参加いただき、ありがとうございました。

選定委員会において、提出された受託提案書を厳正に評価した結果、下記の理由により、残念ながら今回は貴社を受託候補者として選定するには至りませんでしたので、お知らせいたします。

貴社の今回の真摯な取組に対し、また、受託提案書作成等に貴重な時間と労力を注がれたことに対して心から感謝を申し上げますとともに、今後とも本市行政に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

理由：